

かごしまPRキャラクター「ぐりぶー」等着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、「ぐりぶー等使用におけるガイドライン」に基づき、かごしまPRキャラクター「ぐりぶー」等の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出の申請等

着ぐるみの貸出を希望する者は、あらかじめ、鹿児島県PR観光課長（以下、「管理者」という。）に貸出の申請を行わなければならない。なお、貸出の予約については、貸出を希望する日の属する月の2ヶ月前から受付するものとする。

3 貸出対象者

- (1) 鹿児島県内の地方公共団体等
- (2) その他、管理者が適当と認めた機関・団体等

4 使用の承認

- (1) 貸出対象者が、着ぐるみの貸出を希望する場合は、「ぐりぶー」等着ぐるみ貸出申請書（以下、「申請書」という。）を管理者に提出するものとする。
- (2) 管理者は、前項による申請があった場合に、その内容が本県のイメージアップや緑化の推進に寄与すると認めたときは、着ぐるみを貸し出すものとする。
- (3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を認めないものとする。
 - ア 鹿児島県のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 鹿児島県の正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - エ 個々の商品の販売促進や品質保証を目的とする場合に使用する、又は使用する場合のおそれのあるとき。
 - オ 使用者が着ぐるみを使用するにあたり、管理者に負担が生じるとき。
 - カ そのほか、管理者が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。
- (4) 管理者は、着ぐるみの使用を承認するに当たって、必要な条件を付けることができる。

5 貸出方法

- (1) 貸出を受ける者（以下、「借受者」という。）は、原則として、管理者が指定した場所から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って管理者が指定する場所に速やかに返却するものとする。
- (2) 貸出に伴う搬入及び搬出は、借受者が行うものとする。
- (3) 着ぐるみの貸出は、原則1行事につき1体とする。
- (4) 管理者に負担を伴う貸出は、原則認めないものとする。
- (5) 申請書の内容に変更が生じた場合は、「ぐりぶー」等着ぐるみ貸出変更申請書を提出し、変更に係る承認を得なければならない。

6 貸出期間

貸出期間は当該イベント等の終了までとする。

7 使用料

着ぐるみの使用料については、当分の間、無料とする。

8 使用上の遵守事項

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを営利目的に使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを個人的に使用しないこと。
- (6) 着ぐるみが汚損するおそれのある状況で使用しないこと
- (7) 着ぐるみ返却時には、使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (8) その他、別紙の注意事項等に従って使用すること。

9 現状復帰

- (1) 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。
- (2) 前項の規定に関わらず、管理者が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。
- (3) 使用及び管理状況が著しく悪いと認められる使用者に対しては、次回以降の貸出を許可しない。

10 違反等に対する取扱

管理者は、着ぐるみの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、その使用の差し止めの請求、または必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行う。この場合、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

11 管理者の責任

- (1) 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。
- (2) 使用者は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- (3) 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

12 情報の公開

管理者は、着ぐるみの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、着ぐるみの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

13 補則

この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成 25 年 1 月 30 日より施行する。

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。